令和4年（2022 年）10月更新
熊本県（建築住宅局）建築課

熊本県建築物環境配慮制度【熊本県独自の評価ツール】使用上の取扱い

1　次の2項目を満たす場合には、【熊本県独自の評価ツール】の使用が可能です。

【1】エネルギー消費性能（外皮の熱性能、一次エネルギー消費量）
・建築物省エネ法における基準を満たす建築計画であること。

【2】低炭素化に資する措置
・選択的項目（8項目）のうち2項目以上を満たす建築計画であること。
①：節水に資する機器を設置している、などの項目から選択

2　建築物省エネ法において一次エネルギー消費量の算定対象としない（計算の対象からは除外される）部分（※）を有する建築物の場合は、次のケースを参考として取り扱うことも可能です。

（※）例：工場における生産エリア、冷凍倉庫、冷蔵倉庫、定温（ていおん）倉庫、低温（ていおん）倉庫、データセンターの電算機室、など

●ケース1：建築物全体が「工場における生産エリア」となる場合
⇒【熊本県独自の評価ツール】メインシートにおける BEI（BEIm）の値は 1.00 で入力

●　一次エネルギー消費量関連					
（1）非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分					
■ 設計一次エネルギー消費量	—	GJ/年	（基準値）	—	GJ/年
BEI （BEIm）	1.00				
（2）住宅又は複合建築物の住宅部分					
■ 設計一次エネルギー消費量	—	GJ/年	（基準値）	—	GJ/年
BEI （BEIm）	—				
（3）建築物全体					
■ 設計一次エネルギー消費量	—	GJ/年	（基準値）	—	GJ/年
BEI （BEIm）	1.00				

⇒本ケースの場合は、（1）と（3）の該当欄に『1.00』を入力、（2）の該当欄に『　—　』を入力

☆参考（国交省：住宅生産課　建築環境企画室）：建築物省エネ法 Q＆A 集（ver.4）P.4 ほか
・「建築物全体が一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分に該当することをもって、当該建築物は省エネ基準へ適合するものと判断する」
⇒『　省エネ基準へ適合　』＝BEI（BEIm）が1以下

●ケース2:「工場における生産エリア:計算の対象からは除外される部分」と「事務所:計算の対象となる部分」で構成される複合用途の建築物

(確認申請書(第四面)の取り扱いは1棟扱いとします)

⇒「事務所:計算の対象となる部分」における BEI(BEIm)の計算結果を
【熊本県独自の評価ツール】メインシートに反映

● 一次エネルギー消費量関連			※計算結果が仮に「 0.57 」という場合の入力例		
(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分					
■ 設計一次エネルギー消費量	—	GJ/年	(基準値)	—	GJ/年
BEI (BEIm)	0.57				
(2)住宅又は複合建築物の住宅部分					
■ 設計一次エネルギー消費量	—	GJ/年	(基準値)	—	GJ/年
BEI (BEIm)	—				
(3)建築物全体					
■ 設計一次エネルギー消費量	—	GJ/年	(基準値)	—	GJ/年
BEI (BEIm)	0.57				

⇒本ケースの場合は、(1)と(3)の該当欄に『 0.57 』を入力、(2)の該当欄に『 — 』を入力

※2022 年 10 月から、省エネ施策関連の各種制度における誘導基準や認定基準において求められる省エネ性能の水準が引き上げられますが、建築物省エネ法における『省エネ基準』については、当面BEI(BEIm)=1以下が要件です。　　　　(非住宅・住宅とも同様の取り扱い)

(引用)住宅性能評価・表示協会 https://www.hyoukakyoukai.or.jp/yudou_teitanso/pdf/kaisei221001.pdf

誘導基準及び低炭素建築物の認定基準の省エネ性能(非住宅)

国土交通省

○ 2030年に向けて、建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準及びエコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準において求める省エネ性能の水準を、ZEB(ZEB Oriented)水準の省エネ性能(再生可能エネルギーを除く)に引き上げる。

○ 外皮基準(BPI・PAL*)は引き続き求めることとする。

※2030年に向けて、建築物省エネ法に基づく省エネ基準(義務基準)の引上げを検討する際の取扱いについては、慎重に検討することとされている。

【改正前(～2022.10)】

	用途(非住宅)	一次エネ(BEI)	外皮(BPI:PAL*)
建築物省エネ法 省エネ基準	–	1.0※1	–
建築物省エネ法 誘導基準	—	0.8※1	1.0
エコまち法 低炭素建築物 認定基準	—	0.9※1	1.0
ZEB Oriented 相当の 省エネ性能	事務所等、学校等、工場等	0.6※2	–
	ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等	0.7※2	–

【改正後(2022.10～)】

	用途(非住宅)	一次エネ(BEI)	外皮(BPI:PAL*)
建築物省エネ法 省エネ基準	–	1.0※1	–
建築物省エネ法 誘導基準	事務所等、学校等、工場等	0.6※2	1.0
	ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等	0.7※2	1.0
エコまち法 低炭素建築物 認定基準	事務所等、学校等、工場等	0.6※2	1.0
	ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等	0.7※2	1.0
ZEB Oriented 相当の 省エネ性能	事務所等、学校等、工場等	0.6※2	–
	ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等	0.7※2	–

※1 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。
※2 太陽光発電設備を除き、コージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。

2

【熊本県独自の評価ツール】の使用に際しては、これまでと同様の「 建築物省エネ法における基準を満たす建築計画であること。 」を要件とします。

(なお、今後において建築物省エネ法における『省エネ基準』が引き上げられるなどの法令等改正がなされる際には、本評価ツールを見直す可能性があります。)